

幼児教育・保育の無償化にかかる必要な手続きについて（ご案内）

①【預かり保育を利用しない方へ】

令和元年10月から始まる幼児教育・保育の無償化について、現在、私学助成を受ける幼稚園（以下「私学助成園」といいます。）に通っている方が無償化の対象となるには、施設等利用給付認定（新1号認定）を受けていただく必要があります。【子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）】に必要事項を記入の上、市役所こども育成グループに提出していただきます。

●無償化の対象と限度額について

無償化の対象となる費用は利用料（保育料）及び入園料で、通園バス代・行事費・給食費等の実費徴収される費用は、無償化の対象外です。

私学助成園の無償化による給付額は月額 28,000 円が上限となります。

●給付の方法について

私学助成園における無償化は、施設等利用給付を園が保護者に代わって受領することにより実施します。給付により、保育料の負担は軽減されますが、園ごとに金額が異なるため、保護者の支払額も園ごとに異なります。

②【預かり保育を利用される方へ】

幼稚園の中には、教育時間の前後に在園児を対象に教育活動を行う「預かり保育」を実施している園があります。

保育の必要性の認定（新2号または新3号認定）を受けて、預かり保育を利用する場合は、次のとおり利用料（預かり保育料）が無償化されます。この場合は、【子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）】に保育を必要とする事由（※ホームページの項目を参照）の証明に必要な書類を添えて、市役所こども育成グループに提出していただく必要があります。（この場合、上記の施設等利用給付認定（新1号認定）の申請は必要ありません。）

なお、預かり保育は園により実施状況が異なりますので、市から保育の必要性の認定を受けた場合であっても、利用人数の都合等により利用できない場合があります。詳しくは利用している幼稚園に直接問い合わせてください。

●無償化の対象と限度額について

給付額は、1日あたり 490 円、月額で 12,300 円が上限となります。ただし、1ヶ月の預かり保育料が上限額を下回る場合は、その利用料が支給限度額となります。

また、満3歳児のお子さんの場合は、保育の必要性の認定を受けていることに加え、市民税非課税世帯の場合に限り、給付を受けることができます。給付額は 1日あたり 490 円、月額で 17,700 円が上限となります。

●給付の方法について

預かり保育料について、領収書等を添付して請求していただいた後、市から直接保護者に支払います。